

様式第1号（第4条関係）

妊婦のための支援給付金1回目支給（妊婦給付認定）申請書兼請求書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
申請者 氏 名  
(妊婦本人) 電話番号

熱海市妊婦のための支援給付金支給要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請し、及び請求します。

金 円也

1 申請者の情報

年齢	歳	職業		個人番号	
妊娠届出日	年	月	日	妊娠週数	週（か月）
受診医療機関の名称・医師名又は助産師名					
妊娠届出時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記入)					

2 妊婦支援給付金（1回目）の支給

- 妊婦のための支援給付金1回目支給（妊婦給付認定）を希望します。  
⇒ 他の市町村で、※1回目支給を受けていません。  
※別の呼び方をしている場合でも、同一の目的で妊娠の届出時に現金・ギフトが支給されているものは全て含みます。  
※妊婦支援給付金の支給状況等について、他の市町村に確認することがあります。
- 既に他の市町村で1回目支給を受けています。
- 希望しません。

3 振込先口座

金融機関名	本店名・支店名		口座種別
			普通・当座
口座番号	口座 名義人	(フリガナ)	

#### 4 同意欄

以下の全ての同意事項について確認し、同意します。

- 1 妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関等が把握した情報（妊娠状況、妊婦健康診査受診状況等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有します。
- 2 この申請書は、市において支給決定をした後は、妊婦のための支援給付金1回目支給（妊婦給付認定）の請求書として取り扱います。
- 3 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 4 妊婦支援給付金の支給後、偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けたことが判明した場合、既に他の市町村から支給を受けていた場合等には妊婦支援給付金を返還します。
- 5 妊婦給付認定後に市外に転出した場合には、市の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定が必要となります。

年 月 日

氏 名

備考 母子健康手帳の写し等及び口座が確認できる書類の写しを添付してください。